

茨城県学校栄養士協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は茨城県学校栄養士協議会と称する。

第2条 本会の事務所は公益財団法人茨城県学校給食会館内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員の資質の向上を図り、学校給食の充実・発展に資することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校給食に関する調査及び研究
- (2) 研修会・研究発表会等の開催
- (3) 会報・研究集録等の発行
- (4) 教育機関・関係諸機関との連携・推進
- (5) その他、前条目的達成のために必要な事項

第3章 会員

第5条 本会の会員は、茨城県内の学校給食に従事する栄養士とする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 15名以上 20名以内
- (4) 監事 2名

第7条 本会の役員を選任は次によって行うものとする。

2 役員は総会において会員の中から選出する。

3 書記、会計は会長が委嘱する。

第8条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、又、会議に出席して意見を述べることができる。

但し、議決に加わることはできない。

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。期間中役員に欠員を生じた場合、後任者は前任者の残任期間とする。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

第11条 幹事は本会の執行に関する事項を協議する。

第12条 書記は総会、その他の議事録を記入し、各種の連絡事務を行う。

第13条 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記入し、監事の監査を経て、年1回決算の報告をする。監事は本会の会計について監査する。

第5章 会議

第14条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

第15条 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じてこれを開く。

2 総会は会長が招集し、総会の議長は、総会に於いて会員の中から選出する。

3 総会は会員の3分の2以上の出席とし、採決はその過半数の同意をもって決する。なお、委任したものは出席とみなす。可否同数の時は議長が決する。

4 会長が、決議の目的である事項につき提案をした場合において、当該提案につき会員が書面及びファクシミリ又は電磁的方法（電子メール等）により同意の意思表示をしめした時には、提案を可決する決議があったものとみなす。

第16条 役員会は必要に応じて随時これを開く。

2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

第17条 本会の事業を推進するため次の専門部を設ける。

- 栄養・衛生管理研究部
- 食に関する指導研究部
- 2 専門部細則は別に定める。

第6章 会計

第18条 本会の会計は次にかかげるものからなる。

- (1) 負担金
但し、負担金については総会に於いて決定する。
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

第20条 本規約の変更は総会の決議を経なければならない。

第21条 本会に定めない事項は役員会に於いてこれを決する。

付則

- 1 本会の規約は昭和35年7月9日から施行する。
- 2 昭和35年7月9日施行の規約は全文改正につきこれを廃止する。
- 3 本会の規約は昭和48年6月9日から施行する。
- 4 平成2年4月26日一部改正
- 5 平成9年5月8日一部改正
- 6 平成11年8月10日一部改正
- 7 平成24年6月18日一部改正
- 8 平成25年5月9日一部改正
- 9 平成26年5月14日一部改正
- 10 平成27年2月25日一部改正
- 11 令和2年5月27日一部改正

専門部細則

規約第17条の細則は次のとおりとする。

- 1 専門部の構成は次のとおりとする。
 - (1) 部長は会員の中から会長が委嘱する。
 - (2) 各部員は10名程度とし、会長が委嘱する。
- 2 専門部は次の事項を行う。
 - (1) 栄養・衛生管理等に関する調査研究
 - (2) 食に関する指導の調査研究